

新年度に向けて実施すべき事項や参考となる資料について再度お知らせいたしますので、御確認をしていただき、新年度において改めて法等に基づくいじめ防止等の対策をしっかりと行うことができるように、平時からの備えについて確認をお願いいたします。

6 初 児 生 第 20 号
令和 7 年 3 月 6 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
千 々 岩 良 英
(公 印 省 略)

新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて（通知）

令和 6 年 8 月 30 日にいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂を実施したところであり、重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えについても新たに記載をさせていただいたところです。

これを踏まえ、新年度を迎えるにあたり、いじめの積極的な認知及び早期発見・早期対応の徹底や重大事態の発生を防ぐための中核的な取組について、改めて、以下、記載しておりますので、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知を図るとともに、いじめへの対応について特段の御配慮をお願いします。

記

(1) 学校におけるいじめに対する平時からの備えについて

平時からの備えについては、各学校において全ての教職員が、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。）、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和 6 年 8 月改訂。以下「重大事態ガイドライン」という。）及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解していることが必要であり、学校いじめ防止基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知及び早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組が重要である。

そのため、全ての教職員が、いじめの定義の正しい理解や組織的対応の在り方、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか等を実に認識しておくために、年度初めの職員会議や教員研修等において、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等について改めて理解を深めること。その際、別添資料 2 も参考にすること。

特に、法第 22 条に基づいて、全ての学校に設置され、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任をはじめとした、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される学校いじめ対策組織は学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うための中核となる常設の組織であることを全ての教職員が確認するとともに、学校いじめ対策組織が実効的な機能を果たすため、情報や対応方針の「可視化（見える化）」や発言することへの安心感を持てる状態（心理的安全性）の確保を図ること。

また、別添資料 2 の基本方針（抜粋）に示している通り、学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容が記載されていることが必要であり、その中核的な策定事項は

- ・「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」のために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、具体的な指導内容のプログラム化を図ったりすること
- ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定めること

であり、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。その上で、自校のいじめ防止の取組を振り返り、必要に応じて、学校いじめ防止基本方針の内容を見直すことも必要である。その際、別添資料 2 を参考にすること。

さらに、学校いじめ防止基本方針や学校いじめ対策組織について、入学時・各年度の開始時に児童生徒・保護者、関係機関等に説明すること。その上で、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動

内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、実効的な取組への改善につなげることも有効である。

加えて、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うこと。

（２）学校の設置者におけるいじめ対応に向けた平時からの備えについて

学校の設置者においては、学校におけるいじめに対する平時からの備えに関して、指導・助言を行うとともに、各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられるようにしておくこと。

特に、学校から重大事態の判断について相談を受けた際、学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られるようにしておくこと。また、重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行う事ができるように、対応手順を明確化し、各学校に示しておくこと。

（３）チェックリストを活用した、平時からの備えに関する点検について

「いじめ防止対策の更なる強化等について」（令和 6 年 12 月 25 日付文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡）においても周知した通り、学校及びその設置者におかれては、重大事態ガイドラインのチェックリストを活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて適切に実施できているか等の点検の実施を進めること。また、記入するにあたって、補足すべき事項をまとめたので、参考にすること（別添資料 3）。

また、学校の設置者（国立大学法人・学校法人等を含む）においては、チェックリストの各項目について各学校の取組状況を把握し、指導・助言を行うこと。なお、来年度、国・公・私立の学校及びその設置者におけるチェックリストの項目毎の取組状況に関して調査を実施する予定である。

【添付資料】

- 別添資料 1 「いじめ防止対策の更なる強化等について」（令和 6 年 12 月 25 日付文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡）（抜粋）
- 別添資料 2 いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）「3. いじめの防止等のために学校が実施すべき施策」に関する記載抜粋
- 別添資料 3 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト記入における補足事項～いじめ重大事態に対する平時からの備え～

【参考資料】

○文部科学省におけるいじめ防止対策（法令・方針） | 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm

○生徒指導提要（改訂版）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm



令和6年11月8日に決定された、「いじめ防止対策の更なる強化について」や教育機関と地域の関係機関との連携について、教育関係機関に理解していただきたい点について周知をいたします。

事務連絡
令和6年12月25日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

いじめ防止対策の更なる強化等について

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた対応の充実について（通知）」（令和6年10月31日付け6初児生第12号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）においても周知させていただいたとおり、今回の調査において、国立、公立、私立の小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数が約73万3千件、重大事態の発生件数が1,306件とそれぞれ過去最多となる等の結果が明らかになりました。

これらを踏まえ、下記の事項について周知します。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

今後とも、児童生徒のいじめの防止・不登校児童生徒への支援等に関する取組について御尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

I. いじめ対策の更なる強化について

令和6年11月8日に、いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議が開催され、「いじめ防止対策の更なる強化について」が決定された。

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。）等に基づく国の取組のうち、当面、特に重点を置いて検討・実施していく事項を整理しているものである。（別添資料1）

地方公共団体・学校の実施する取組の具体的内容は、以下の通りである。

○「いじめ防止対策の更なる強化について」（抄）

（地方公共団体・学校の実施する取組の充実）

⑦学校・教育委員会等の重大事態対応に関する平時からの備えの徹底

- ・学校いじめ対策組織を中心とした対応や関係部局・職能団体等との連携体制構築のため、国で作成したチェックシートを用いた点検を実施。

⑧重大事態対応等に関する教育委員会・首長部局等への助言

- ・改訂「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を周知徹底するため、研修会等を実施。
- ・重大事態調査に関する地方公共団体等への助言を行ういじめ調査アドバイザーの積極的活用促進。
- ・国のサポートチーム派遣による教育委員会・首長部局担当者等への取組改善に関する助言や、教育委員会・首長部局等からの求めに応じて重大事態対応に係る相談を実施。

（1）「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省作成、令和6年8月改訂）チェックリストを用いた、平時からの備えの実施状況の点検について

「いじめの重大事態調査のガイドラインの改訂について（通知）」（令和6年8月30日付け6文科初第1137号文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長、高等教育局長通知）において、各学校等に対して、国が示したチェックリストを活用し、重大事態ガイドラインの改訂内容を踏まえた平時からの備え及び重大事態の調査の実施を依頼している。

学校及びその設置者におかれては、今回の「いじめ防止対策の更なる強化について」の内容を踏まえ、改めて、チェックリストを活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて、適切に実施できているかの点検の実施を進めること。

なお、本点検の実施状況について、来年度、調査を実施する予定であるため、

教育委員会におかれては、所管の学校の取組状況について把握すること。

(参考)

「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について（通知）」（令和6年8月30日付け6文科初第1137号文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長、高等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm

(2) いじめ防止及び不登校対策に係る関係機関（地域、学校、教育委員会等）との連携について

「いじめ防止対策の更なる強化及び地域における不登校のこどもへの切れ目のない支援等について」（令和6年12月25日付けこども家庭庁支援局総務課事務連絡）において、「3. いじめ防止等に係る地域と学校及び教育委員会との連携について」を周知している。

子供達を巡る環境が変化する中で、いじめ防止や不登校対策について、教育委員会等が福祉部局等と連携することは重要であることから、積極的にこども政策担当部局や福祉部局等と連携することが必要である。

また、いじめ問題対策連絡協議会の活用、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動の一体的な取組の推進等により、学校や地域が抱える課題等について関係者と共有・協議し、地域ぐるみで対応する仕組み作りを推進することも重要である。

このような取組を通じ、地域の関係機関等と連携するとともに地域住民の協力を得つつ、地域ぐるみでのいじめ防止や不登校対策にあたること。

さらに、犯罪として取り扱うべきと認められる事案や学校のみで対応するか判断に迷う事案においては、警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めるとともに、学校警察連絡協議会の活用や学校・警察連絡員の指定の徹底等、警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化を図ること。なお、学校・警察連絡員の指定状況等については、令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において改めて調査を実施する予定であることを申し添える。

(3) いじめの重大事態の調査に関する研修やいじめ調査アドバイザーの活用について

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」は、重大事態調査を行う各学校等並びに調査委員等が法や基本方針の趣旨を踏まえつつ、適切に調査を行えるよう、これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえ、「いじめ防止対策協議会」での議論を受けて調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものである。このため、教育委員会等におかれては、重大事態ガイドラインの理解を目的とした研修を行うよう努めること。

さらに、各学校において、例えば、年度初めの職員会議や教員研修等の実施

により、学校いじめ防止基本方針はもとより、法、基本方針、生徒指導提要（改訂版）等の理解を深めるなど、平時から、実効的な取組を行うよう努めること。

また、いじめの重大事態調査については、例えば、自治体によっては調査経験がなく、調査の立ち上げに苦慮したり、委員決定までに時間を要したりするなどの課題が指摘されていることから、「第三者性（中立性、公平性）の確保」の観点から、委員の人選に関する助言や、中立・公平性のある調査方法等について助言を行う「いじめ調査アドバイザー」がこども家庭庁に設置されているため、各学校や教育委員会等におかれては積極的に利用すること。

【添付資料】

- 別添資料 1 いじめ防止対策の更なる強化について（令和 6 年 11 月 8 日 いじめ防止対策に係る関係省庁連絡会議決定）
- 別添資料 2 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト
（【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え 抜粋）
- 別添資料 3 「いじめ防止対策の更なる強化及び地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援等について（周知）」（令和 6 年 12 月 25 日付けこども家庭庁支援局総務課事務連絡）

【生徒指導提要（改訂版）】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm



いじめ防止対策の更なる強化について

いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に基づいて行う国の取組について、当面特に重点を置いて検討・実施していく事項を以下の通り整理する。

(＊は、特にいじめの重大化・深刻化防止に向けた取組)

(いじめの防止)

① いじめ未然防止教育のモデル構築

- ・「いじめ防止対策協議会」と連携しつつ、いじめ未然防止教育の指導案、指導教材等のモデルを構築。
- ・いじめ未然防止教育について指導過程を解説した教職員用動画教材等を作成。

＊② 重大事態調査報告書を活用したいじめの質的分析のための専門家会議の新設

- ・国に提供された重大事態調査報告書から、誰が・いつ・どのような対応を行えばいじめが重大化しなかったのか等のいじめの端緒・予兆や重大化要因等进行分析し、学校での未然防止等に活用。

(早期発見)

③ こどもの視点に立った相談体制の充実

- ・1人1台端末等の活用による「心の健康観察」の導入の推進、SCやSSWの配置充実、SNS等を活用した教育相談体制の整備推進、人権相談の充実等による相談体制を充実するとともに、こどもの声を聴き、こどもの視点に立って、こどもの悩みを受け止められるような取組を推進。

(いじめへの対処)

＊④ 教育・福祉・警察等連携による加害児童生徒への対応の強化

- ・教育委員会の下での警察OB等の多職種の専門家によるチーム支援のモデル構築。
- ・学校外からのいじめ防止対策の取組の中で、首長部局と警察との連携体制の構築を推進。
- ・加害児童生徒に対する学校・教育委員会による毅然とした指導・対応や、教育委員会・こども家庭センター等が連携した教育・福祉等一体となった支援の推進。

＊⑤ 重大事態対応等における第三者性（中立性・公平性）の確保

- ・首長部局でいじめ解消に取り組む仕組みを導入するためのガイドラインの作成。
- ・重大事態調査の調査委員（第三者委員）の質的・量的拡大に向けた専門家への研修会の実施。

⑥ ネットいじめ、ネット上での誹謗中傷対策の強化

- ・小学校の低学年段階からのインターネットの適切な利用に関する教育・啓発等、教職員研修や保護者への啓発を実施。

(地方公共団体・学校の実施する取組の充実)

＊⑦ 学校・教育委員会等の重大事態対応に関する平時からの備えの徹底

- ・学校いじめ対策組織を中心とした対応や関係部局・職能団体等との連携体制構築のため、国で作成したチェックシートを用いた点検を実施。

＊⑧ 重大事態対応等に関する教育委員会・首長部局等への助言

- ・改訂「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を周知徹底するため、研修会等を実施。
- ・重大事態調査に関する地方公共団体等への助言を行ういじめ調査アドバイザーの積極的活用促進。
- ・国のサポートチーム派遣による教育委員会・首長部局担当者等への取組改善に関する助言や、教育委員会・首長部局等からの求めに応じて重大事態対応に係る相談を実施。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

●学校の設置者における平時からの備え（p 7～8 参照）

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	☐
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	☐
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	☐
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	☐
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	☐
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	☐
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	☐
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	☐
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	☐
【公立学校の場合】 職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	☐
【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】 単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。	☐

いじめ防止等のための基本的な方針（抜粋）
 （平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）
 ※平時からの備えとして特に参考として
 いただきたい点について抜粋

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める（法第 13 条）

② 組織等の設置

- i) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする（法第 22 条）
- ii) 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第 28 条）

(2) 学校いじめ防止基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、国の基本方針、地方いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めることが必要である。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。

- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、という PDCA サイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものであるが、これは、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、規定されたものである。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム等)の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ✧ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ✧ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ✧ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ✧ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ✧ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ✧ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ✧ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ✧ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

などが想定される。

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校主管部局においては、以上の組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行う。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

また、当該組織は、各学校の学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証を担う役割が期待される。

法第22条においては、学校いじめ対策組織は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされているところ、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上さ

せるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校いじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。

さらに、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。（重大事態への対処については「4 重大事態への対処」に詳述）

（４）学校におけるいじめの防止等に関する措置¹

学校の設置者及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

i) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

¹ **別添2**「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」参照

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ii) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

iii) いじめに対する措置

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

iv) その他

国立学校及び私立学校における、いじめの問題への対応について、必要に応じて、教育委員会からのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、日常的に、国立学校の設置者は国及び教育委員会との連携確保、都道府県私立学校主管部局は、教育委員会との連携確保に努める。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
チェックリスト記入における補足事項
～いじめ重大事態に対する平時からの備え～

(チェックポイント1つ目)

年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。

○「全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解」とは、例えば、以下のようなものを指す。

- ・全ての教職員一人一人が法や別添資料2の基本方針(抜粋)等をしっかりと通読するなど、理解を深めていること

(チェックポイント2つ目)

実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。

○「連携して対応できる体制」とは、例えば、以下のようなものを指す。

- ・重大事態が発生した場合は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を実施する体制
- ・重大事態が発生した際に、児童生徒、保護者、地域への予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮を実施する体制
- ・教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談することができる体制

(チェックポイント3つ目)

学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。

○「児童生徒、保護者、関係機関等に説明している」とは、例えば、以下のようなものを指す。

- ・入学時・各年度の開始時において、別添資料2の基本方針（抜粋）に定める中核的な内容を含めた学校のいじめ防止等の対策について、児童生徒、保護者、関係機関等に説明を行うこと

(チェックポイント4つ目)

学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。

- ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと
- ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと
- ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など

○「実効的な組織体制」とは、例えば、以下のようなものを指す。

- ・学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員だけではなく、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、外部専門家の参画により、複数の目による状況の見立てが可能である体制
- ・学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等について学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるような体制
- ・適切に外部専門家の助言を得つつも、機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担がなされている体制
- ・学校いじめ対策組織が、児童生徒及び保護者に対して組織の存在及び活動が容易に認識される取組を実施し、児童生徒・保護者にも認識されている体制

(例:全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する。)